

○議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

○7番（嶋田富士夫君） 質問の前に、地元議員として一言お礼を申し上げたいと思います。

仏生寺地区内のウォーキングロードの舗装工事も終わり、オープンを待つばかりとなりました。地域内の景観も随分よくなり、またロードに接する土地の問題点も一部改良され、喜ばしいことと思っております。

また、橋を渡って左へ行きますと、中学校、舟橋会館、また墓参りも近くなりましたし、また、右へ行きますと、農協やら駅、図書館、郵便局も随分行きやすくなったような感じがします。

人間は歩くことが神様から与えられた一つの恩恵だと思っています。仏生寺地内の方でもこのウォーキングロードができたために、今度一回ウォーキングをやろうかという人が増えていくことを期待したいと思います。また今後は、多くの村民の方がウォーキングに活用され、健康に過ごされることを期待したいと思います。ありがとうございました。

では質問に移ります。

場所的には、稲荷団地から舟橋保育所付近でクランクしてテニスコート横に通じる延長約230メートル、幅員180センチほどの竹内地域内の農道です。しかし農道に接する地権者は仏生寺の人が大概で、その関係もあってか農道の整備は放置されていて、ぬかるんでいる状態の日が多いと思います。

ことは、田植えの前後は寒い日が続き雨もよく降りました。その足場の悪い道を十数人の男子の中学生が学校に向かう姿を毎日見受けます。稲荷から中学校に行くには3つのルートがあり、その1つがこの農道で、近道で友達も一緒に便利なので僕らは多少足場が悪くても利用していますと中学生は言います。

また、保育所の送り迎えにこの農道を行き来する保護者と園児の姿もよく見受けます。このように、今は農道が生活道として地域住民が活用している現実があります。ある住民は言います。ここが歩道として整備されれば、私たちは随分助かります。小学生が利用している学校稲荷線の通学路は人数が多過ぎて安全だとは思っていません。せめて稲荷地区の小学生だけでも利用できる通学路としてこの農道を整備してもらえれば、親として安心ですがとの答えでした。

この話は、関係住民が利便性と安心・安全を行政に求めているあらわれではないかと

思います。

これは私案ですが、用地買収で拡幅はせず、現状農道の規模で農道整備をする。農道と他の落差は少ないので、45センチぐらいのブロックで側壁を堅固にし、180センチ幅のうち、白岩川ウオーキングロードコースのスロープ幅120センチほどの舗装をする。さすれば、歩行補助車や保育児の乳母車の通行も可能である。また一般車は進入させない。農耕車両や機械のみを通行させる。そうすれば、農道の草刈りや小石の草もなくなるのではないかと思います。農業に関係のない者が農道を通るのを快く思わない農耕者の気持ちは、同じ農業をする者としてよく理解できます。

また、稲荷住宅団地の造成に私の父親が肩入れしていた関係もあり、一部地権者の方にはひんしゅくを買っているのではないかと考えています。住宅団地ができ、人が生活すると、周囲の耕作者とのトラブルが発生するのは必然かもしれません。子どもが田んぼにいたずらする。物は投げ捨てられる。早朝草刈りや農薬の作業をするのに、文句を言われなくても騒音に気を使う。また日中の草刈りでも小石の飛散で物を傷つける可能性もある。農薬散布は子どものぜんそくに悪いからなどと、事前に通告してくれと言われる。しかし、そのような反目を繰り返していても何の前進もないわけで、地権者も一歩譲って農道の通行を認める、住民も農地や農道にごみを捨てるのではなく、反対に自主的に拾って農業環境をよくする。また子どもには田んぼにはいたずらなどをしないように教えて、農耕者に協力して、コミュニケーションをとるなどして互いによい関係を構築するのが金森村政の目指される方向ではないかと考えています。

雨の多い梅雨の時期も間近です。地区や農耕者の了解は当然ですが、砂利をまくなどの一時的な対応はできないものでしょうか。農道整備がされようとされまいと、通行する人はおります。関係各位の調整ができて、進展することを期待して、私の質問を終わります。

○議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 7番嶋田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、農道の定義でございますが、道路法に規定されている以外の道路でありまして、社会通念上、農業用機械や農業資材の搬出入路として、あるいはまた農産物の集出荷や市場、消費地への輸送路として、あるいはまた農産物や肥料の積みおろし路として、農作業にかかわるものとして広く使われているのが実態でございます。

議員の要望されている区間の農道につきましては、先般私が踏査いたしました。やは

り人の通った足跡は残っておりますけれども、いずれにいたしましても、幅員そのものが1.8メートルのいわゆる昔で言いますと6尺道であります。

この農道につきましては、ご案内のとおり、国重の場合でもどこでも一緒ですが、地区でそれぞれの生産組合長さんに管理していただいているのが舟橋の実態であります。

子どもたちが近道であるからと言って通るなどか、なかなか取り締まるといことは難しいわけですが、そういったことが実態であれば、やはり皆さんでこの道はどうなのかということをお話をしてやるといいますか、注意といえますか、そういうことに尽きるのではないかと思っているわけですが、草刈りでけがでもしたときに、だれが責任を負うのかというようにいろいろな問題もあるわけですが、やはり安全性からちょっと疑義があると思っております。

また、2メートルの農道を舗装しますというと、私の国重の話ですが、下水道の横手に農道を舗装しました。ところが一般車が通るといことで、通行止めにしてあるわけです。でも一般の車が入ってくるということで、農道でも舗装したら必ず入ってきます。私はそれは間違いないと思います。そういったところを私はよく見かけているわけですが、甘くやりますと、どうしてもそれが結果として、やった者が逆に悪くなる。特に保育所から芦原へ向かっていく農道（村道）がありますが、あれを舗装しないという手もあるわけです。やはり待機しなくちゃならない。少なくとも6メートルの道路幅員がないと、車が交換できない状況なんです。農道の中へ入ったらどうしてもとへ戻ることという発想にもなるわけですが、今まで村では、基盤整備をされた農道、要するに幅員が4メートルあると、それも村主体でなしに、土地改良区主体で事業化をいたしまして、農道舗装を進めてまいったわけですが、そういったことをご理解いただきたいと。

また、県単独事業にしても、やはり幅員が4メートルでないと補助金の対象にもならないということもございしますので、お気持ちはわかるんですけども、一方ではそういった問題がある。そしてまた学校の通学路というのは子どもが道を選ぶわけですね。一番近道を通るわけですから、そういった場合はその箇所ばかりではなく、ほかでもあると思うわけです。となればそこも舗装してくれとか、いろんな話が出てまいりますので、やはり一方をして一方をしないわけにいかないと。そういった格差の問題もありますので、今後、そういったことを学校のほうへは申し入れたいと。子どもたちの実態をこういふふうに見かけている、注意していただきたいというふうなことを要請してまいりた

いというふうに思っているわけでございます。もう一度言いますけれども、嶋田議員のお気持ちはわかるわけでございますが、一方ではそういう問題があるということでございます。

とりわけ、児童なり生徒は、舟橋村の将来を担ってくれる子どもたちでありますので、私はやっぱりそういった面で目配りしてやるということも大切かと思いますが、一方では、社会通念上、いけないものはいけない、だめなものはだめだということに注意してやるのも大人の力だろうと、私はそういうふうに思っております。

今後ともいろんな意見を、また今後皆さんと話し合いをしながら進めさせていただきたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

簡単でございますが、以上をもって私の答弁にかえさせていただきます。